

奈良県告示第百十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成三十年六月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
木下歯科医院	吉野郡大淀町大字下湊七四の一番地	平成二十九年八月二日
勝井クリニク	天理市川原城町二六九	平成三十年三月二十二日
アート薬局	生駒郡斑鳩町興留四丁目一〇一 一六 野口ビル一階	平成三十年三月三十一日
いかるが薬局新庄店	葛城市新庄一二二―一二	平成三十年三月三十一日
薬局いかるが調剤	一 生駒郡斑鳩町興留七丁目二―一	平成三十年三月三十一日
いかるが中央薬局	二 大和郡山市小泉町東三―六―二	平成三十年三月三十一日